

◎参考資料

- 1 新宿区立新宿文化センターの指定管理者の管理業務に係わる事業
評価に関する要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考資料 1

- 2 評価委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考資料 2

- 3 評価委員会開催実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考資料 3

1 新宿区立新宿文化センターの指定管理者の管理業務に係わる事業評価に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区立新宿文化センターの指定管理者が実施した管理業務に係わる事業を評価するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(評価委員会の設置)

第2条 区長は、指定管理者が行う新宿区立新宿文化センターの管理業務に関する評価を行うため、新宿区立新宿文化センター指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の設置は年度ごととする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員5人をもって組織する。

- (1) 学識経験者・有識者 2名
- (2) 区民代表 1名
- (3) 四谷特別出張所長
- (4) 新宿観光振興協会担当課長

2 委員会に委員長を置き、委員長は四谷特別出張所長の職にある者とする。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

5 委員に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日又は任命の日から所定の評価業務が終了した日までとする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員の半数以上の委員の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(評価の基準)

第6条 新宿区立新宿文化センターの評価方法は、次に掲げる項目について、別に定める評価の基準により行うものとする。

- (1) 施設の運営に係わること

- (2) 施設や設備の管理に係わること
- (3) 利用者サービスに係わること
- (4) 芸術文化の振興ならびに利用者に対する文化の普及及び支援に係わること
- (5) 管理運営経費に係わること

(評価方法)

第7条 委員会は、前条の評価を次のとおり行う。

- (1) 指定管理者が提出した事業実施報告書による評価
- (2) 指定管理者に対するヒアリングによる評価

(評価結果の決定)

第8条 区長は、文化観光産業部文化観光課が取りまとめる委員会の評価を踏まえ、評価結果を決定する。

(評価対象)

第9条 委員会が行う評価の対象は、当該年度の前年度に実施した管理業務とする。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、文化観光産業部文化観光課が処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成19年7月19日から施行する。

この要綱は、平成22年7月2日から施行する。

この要綱は、平成24年6月7日から施行する。

この要綱は、平成26年5月23日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 評価委員名簿

氏名	分野	所属等
加藤 弘美	学識経験者・ 有識者	税理士
草加 叔也	学識経験者・ 有識者	一般財団法人地域創造 コーディネーター 有限会社空間創造研究所 代表取締役
窪田 喜成	新宿区内部委員	新宿区地域振興部四谷特別出張所長
高橋 美香	新宿区内部委員	新宿区文化観光産業部新宿観光振興協会 担当課長
(欠席) 鈴木 与志一	文化団体代表	新宿区合唱連盟理事長

3 評価委員会 開催実績

- 1 日 時 令和4年8月17日（水）午後2時～4時30分
- 2 開催場所 新宿区立新宿文化センター 4階 第1会議室
- 3 出席者 窪田委員長、草加委員、加藤委員、高橋委員
*委員のほか
指定管理者（事業説明及び質疑応答のため6名）
事務局（文化観光課長 ほか3名）

4 会議内容

- (1) 開会
- (2) 委員紹介
- (3) 評価概要説明
- (4) 新宿文化センター指定管理者の評価について
 - ア 指定管理者事業説明
 - イ 事業説明に関する質疑応答
 - ウ 各委員評価
- (5) 評価にもとづく意見交換
- (6) 閉会